

ヘルパーステーション陽光花重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

要介護・要支援状態にある方に対し、適正な訪問介護を提供することにより要介護・要支援状態の維持、改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業の内容

(1) 事業者・ご利用の事業所及び提供できるサービスの地域

事業者の名称	株式会社石谷
事業者の所在地	鹿児島市石谷町1155番地3
法人種別	株式会社
代表者名	福 森 真 寿 美
電話番号	099-210-7617

事業所名	ヘルパーステーション 陽光花
指定番号	No. 4670108713
指定年月日	平成24年10月7日
所在地	鹿児島市石谷町995番地5
管理者の氏名	大 塚 悦 子
電話番号	099-210-7852
FAX 番号	099-210-7827
サービスを提供する地域	鹿児島市一円(旧吉田町、旧喜入町、桜島地区を除く)並びに日置市伊集院町の地域

(2) 事業所の従事者体制

	業務の内容	常勤	非常勤	合計
管理者	業務の一元的な管理	1名		1名
サービス提供責任者		1名以上		1名以上
訪問介護員等	訪問介護の提供	1名以上	3名以上	4名以上

(3) サービス提供時間

営業日 年中無休(日・祝日対応可)

営業時間 8時30分～17時30分(但し、原則として、24時間対応可能)

3. サービスの内容

(1) 身体介護

① 食事介助

配膳から下膳まで含め、食事の介助、見守りを行います。

② 入浴介助

浴室への誘導や見守り、入浴中の洗身等を行います。

③ 排泄介助

おむつ交換、採尿器や差し込み便器の介助、トイレやポータブルトイレへの移動介助または見守り、誘導を行います。

④ 清拭

身体を清潔に保つため、全身または部分的に身体を拭きます。

⑤ 体位交換

褥瘡の防止のために、一日何回か体位変換を行う際の介助を行います

⑥ 着脱介助

衣類の着脱の介助を行います。利用者が自分で行えるように配慮しながら行います。

⑦ 整容介助

整髪、美容、爪切り等を行います。

(2) 生活援助

① 買物

日用品や食料品など生活必需品の買物を行います。買物に伴う金銭管理には十分注意し、常に利用者の確認を得ながら行います。利用者宅から買物に出かけることが原則ですが、派遣時間との関係等により訪問前に買物を行う場合は、利用者やサービス提供責任者等と十分相談し、買物の内容や金銭管理について確認のうえ行います。

② 調理

利用者のための食事の調理、配膳、食後の後片づけ、食品の管理を行います。

③ 掃除

利用者が日常生活に使用している部屋、台所、トイレ、風呂場等の掃除、整理整頓等を行います。

④ 洗濯

日常的な衣類の洗濯、乾燥、洗濯物の取り込み整理、小物のアイロンがけのほか、ボタン付けや衣類のほつれの修繕など、専門的技術が必要なく、短時間でできる範囲内の補修です。

⑤ 衣類の入れ替え

季節の変わり目における衣服の入れ替え、寝具の交換等を行います。

4. 利用料金(令和6年4月1日現在)

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に定める割合の額とする。

◇介護報酬告示額

(1) 基本料金

身体介護が中心の場合	単位数	利用者負担金額
20分未満	163単位	163円
30分未満	244単位	244円
30分以上1時間未満	387単位	387円
1時間以上	567単位	567円
30分追加毎	82単位	82円

生活援助が中心の場合	単位数	利用者負担金額
20分以上45分未満	179単位	179円
45分以上	220単位	220円

訪問型サービス(独自)の場合	単位数	利用者負担金額
訪問型独自サービス11	1,176単位	1,176円
訪問型独自サービス12	2,349単位	2,349円
訪問型独自サービス13	3,727単位	3,727円

(2) 加算料金等

初回加算	1月につき200単位	1月につき200円
緊急時訪問介護加算	1回につき100単位	1回につき100円
生活機能向上連携加算	1月につき200単位	1月につき200円
夜間早朝加算	所定単位数×25%	
深夜加算	所定単位数×50%	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	上記合計利用料金の13.7%加算	
介護職員特定処遇改善加算(Ⅱ)	上記合計利用料金の4.2%加算	
介護職員等ベースアップ等支援加算	上記合計利用料金の2.4%加算	
同一建物減算3	上記合計利用料金の12%減算	

※介護保険給付額に変更があった場合は利用者の負担額も変更されます。

※上記金額は自己負担1割の場合です。

(3) その他の費用

交通費

事業所の実施区域を越える地点から片道1kmごとに50円

5. サービス利用に当たっての留意事項

- (1) 利用者又はその家族は、体調の変化があった際には、事業所の従業員にご一報ください。

- (2) 事業所では、原則として利用者宅の鍵のお預かりはいたしません。鍵の取扱いについては、利用者又はその家族とご相談させていただきます。
- (3) 従業者に対する贈り物や飲食のもてなしは、お受けできません。

6. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、常に関係機関と連絡を密にし、必要な措置を講じます。

7. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合などには、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡を取るなど、必要な措置を講じます。

8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います

9. 守秘義務に関する対策

事業者及び従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従事者との雇用契約の内容とします。

10. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従事者教育を行います。

11. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により身体拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

12. 苦情相談窓口

(1) 相談・苦情受付担当 大塚悦子

受付時間 午前8時30分から午後5時30分

電話 099-210-7852

(2) 公共機関においても、次の機関において苦情申し出が出来ます。

鹿児島市役所健康福祉局

すこやか長寿部 介護保険課 給付係

〒892-8677 鹿児島市山下町11-1受付時間8:30～17:15

Tel099-216-1280

fax099-219-4559

鹿児島県国民健康保険団体連合会

介護保険課 介護相談

〒890-0064 鹿児島市鴨池新町6-6受付時間9:00～17:00

Tel099-213-5122

fax099-213-0817

鹿児島県社会福祉協議会事務局

長寿社会推進部 福祉サービス運営適正化委員会

〒890-8517 鹿児島市鴨池新町1-7県社会福祉センター5階

受付時間9:00～16:00

TEL099-286-2200

fax099-257-5707

13. 損害賠償について

サービス提供時において、サービス提供者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその障害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご利用者様に故意又は過失が認められた場合には、ご利用者様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業者の損害賠償責任を減じさせていただきます。

○第三者評価の実施状況 なし

(事業者)

住所 鹿児島市石谷町1155番地3

事業者名 株式会社 石谷

代表者名 代表取締役 福森 真寿美

私は、本書面に基づいて事業所の職員(職名サービス提供責任者 氏名 大塚悦子)から、上記事項について説明を受け、これに同意し、本書面を1部受け取りました。

令和 年 月 日

(利用者)

住 所

氏 名

印

(利用者代理人)

住 所

氏 名

印